

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年11月13日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	藤原正夫君	副委員長	金丸寛君
	横山洋介君		小澤重則君
	山本今朝雄君		三浦進吾君

### 欠席委員（1名）

赤澤厚君

### 傍聴議員（6名）

議長	小浦宗光君	金丸幸司君
	滝川美幸君	清水正二君
	斉藤芳夫君	有泉庸一郎君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	輿石春樹君	上下水道部長	斉藤晴彦君
建設課長	下笹俊彦君	都市計画課長	箭本太君
農林振興課長	小澤明君	上水道課長	小林信生君
建設総務係長	寺島信君	建設管理係長	高須秀樹君
建設土木係長	芳賀康貴君	農林管理係長	小宮山厚君

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	輿石文明
書記	有野恵里		

## 内容

- 1 市道路線認定について（現地視察）
- 2 林地開発について
- 3 その他
- 4 「鳥獣被害対策実施隊との意見交換会」の意見集約について

開会 午後 1時25分

○書記（有野恵里君） 改めまして、こんにちは。

ただいまより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに副委員長よりご挨拶をいただき、引き続き副委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、金丸副委員長、よろしくお願いいたします。

○副委員長（金丸 寛君） 改めまして、こんにちは。

11月に入りまして、非常に天気もよくなりまして、10月の雨がうそのようないい天気で、農作業のほうもかなり例年に追いついたような状況でございます。

先日は、アメリカの大統領トランプ氏が来日いたしまして、大変な騒ぎといたしますかね、一大行事的な雰囲気ございました。ただ、トップセールスといたしますか、非常に高い買い物を約束したり、高額なものを贈呈するというような事態もございまして、非常に北朝鮮情勢を含めまして緊迫した世界情勢の中での訪日だったかなと思います。しかし、我々は、やはり市民の皆さんの利益というのを第一に考えていろいろなことをやっていく必要があるんじゃないかなというような訪日に関しての感想がございました。

きょうは、藤原委員長にかわりまして、進行役を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、赤澤委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

○副委員長（金丸 寛君） それでは、これより次第の3、内容に入ります。

1、市道路線認定についてを行います。

本件は、現地視察を行いたいと思います。

お手元の派遣計画（案）をごらん願います。

ここでお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書（案）により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

当局の説明を求めます。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） こんにちは。大変お疲れさまです。

建設課より、市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

常任委員会資料1ページをお願いいたします。

位置図につきましては、2ページとなっております。

市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、12月定例議会において7路線の提案を予定しているところでございますが、この常任委員会におきまして5路線の現地確認を先にお願ひするものでございます。

本日現地確認をお願ひする市道路線につきましては、常任委員会資料1ページの路線番号304は下今井字市子石地内の市子石宅造1号線、路線番号305は龍地字地蔵原地内の地蔵原宅造3号線、路線番号306から308は龍地字石下地内の同一分譲地内にございます石下宅造1号線から3号線をお願ひするものでございます。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地で担当から説明させていただきますので、よろしくお願

いしたいと思います。

以上です。

○副委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

質疑につきましては、現地視察の後、委員会室へ戻ってから行いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時40分

○副委員長（金丸 寛君） では、会議を再開いたします。

現地視察、お疲れさまでした。

市道路線認定について質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 先ほど市道認定で巡回したわけですがけれども、あれですか、この市道認定で視察をするときには、例えばこの開発業者なり、あるいは工事関係者には通達はしてありますか、お尋ねします。

○副委員長（金丸 寛君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） こちらのほうですね、業者のほうには特に話はしておらない状況です。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 通達をしたほうが業者としても緊張感があるんですよ。大体の大方何日の何時ごろ行きますよというふうに通達をしたほうがいいと思いますけれども、どんなお考えかお尋ねします。

○副委員長（金丸 寛君） 下笹課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 現地視察、ありがとうございました。

今後の課題ということで、また、業者のほうとも打ち合せしながら対応してまいりたいと

思います。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で市道路線認定についてを終わります。

次に、建設課からその他報告がありますので、お願いいたします。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） 現地確認のほう、ありがとうございました。

その他といたしまして、建設課から12月定例議会関係で災害時避難路通行確保対策事業の繰越明許と県に委託工事をお願いしております長塚橋の補正予算並びに通学路整備事業に係る繰越明許をお願いする予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副委員長（金丸 寛君） 定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より建設課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩をし、職員の入れかえを行います。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○副委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、内容（2）林地開発について、当局の説明を求めます。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

農林振興課より、資料3ページになります、県に申請がありました林地開発行為について報告をさせていただきます。

11月11日の土曜日の山日新聞に掲載されました甲斐市菖蒲沢のメガソーラーのほか1件、本年度に林地開発の許可がおりております。いずれも太陽光発電施設の建設でありまして、亀沢地内の林地開発が8月30日、菖蒲沢地内につきましては11月8日に県知事許可となっております。

それでは、資料によりまして、本年度、県にありました2件の林地開発行為の申請内容について報告をさせていただきます。

まず1件目につきましては、亀沢地内林地開発行為であります。開発行為の目的は、太陽光発電施設の建設。開発行為申請者は、甲府市上石田2丁目18番15号の株式会社環境ネットワークであります。開発行為の場所は、甲斐市亀沢字大明神山6949番2ほか2筆となります。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

敷島方面から行きますと、敷島カントリークラブ、サクラリゾートを通り過ぎて右側に、韮崎市になりますが、深田記念公園がございます。こちらを入っていったところが今回林地開発を行う区域になります。ちょうど韮崎市との境になりますが、甲斐市になります。

5ページ、めくっていただいて、こちらのほうに航空写真になります。

開発行為は、またすみません、資料のほうに戻っていただいて3ページになりますけれども、(4)番のところになりますけれども、開発行為面積は3万3,473平米、そのうち民有林が3万3,358平米、国有地が115平米となっております。

次に、残存森林面積は8,678平米、そのうち残置森林面積が7,902平米、造成森林面積が776平米となっております。

工事の工期は許可日から10カ月、林地開発申請日は平成28年12月21日に山梨県知事宛て申請されました。

次に、設置構造物につきましては、資料の6ページ、A3の資料になりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

パネルの薄紫色といいますか、ピンク色といいますか、真ん中の部分になりますが、6,250枚で、発電容量は1,750キロワットとなっております。

次に、浸透式の調整池になりますが、下の青色の部分になりますが、4基設置し、合計で2,229立方メートルの容量となっております。

そのほか、外周フェンス、排水路、キューピクル等を設置する内容となっております。

資料3ページに戻っていただきたいと思います。

2件目、菖蒲沢地内林地開発行為についてであります。

開発行為の目的は、太陽光発電施設の建設。開発行為申請者は、東京都千代田区紀尾井町4番1号、山梨県甲斐東平メガソーラー発電合同会社、代表社員、マッコーリージャパン株式会社でございます。開発行為の場所は、甲斐市菖蒲沢字東平1724番1ほか34筆でありまして、資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

茅ヶ岳東部広域農道沿いの県が設置しましたやまなしメガソーラー（甲斐）の隣接地になります。開発行為は29万7,768平米、そのうち民有林が29万3,159平米、国有地が4,609平米となっております。また、残存森林は8万2,720平米、残置森林面積はゼロ平米、造成森林面積は8万2,720平米となっております。

今申し上げたのは資料3ページのほうの（4）番の部分になります。

その下になりますけれども、工事工期は許可日から30カ月、林地開発申請日は平成28年6月1日に山梨県知事宛てに申請されました。

次に、設置構造物につきましては、資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

左上の部分が広域農道に隣接する部分になります。パネルの設置箇所は薄い灰色の部分になりますが、6万9,744枚で、発電容量は1万9,877キロワットとなっております。

次に、調整池につきましては、水色の部分、ちょっとわかりづらいですけれども、図面の上部真ん中にあります放流用の調整池が1基、3,712立方、次に、わかりづらいかと思いますが、図面の左側、左部分に1基、真ん中から右側部分に3基、下側の部分に3基の合計7基の浸透池2,806立方が設置されます。そのほか外周フェンス、排水路、キューピクル等を設置する内容となっております。

以上、県に申請されました林地開発行為の内容についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いたします。

ございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 林地開發行爲の申請があつて、両方とも太陽光ということで、大変、太陽光のパネルの後処理、ですから例えば20年後とか、あるいは10年でだめというパネルが出た場合、どうやって処分するのか。これ話でいきますと、産業廃棄物ということでございますけれども、その辺に関しての国から、あるいは業者から、その処理の方法なんかはお聞きしているかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今回につきましては、林地開發行爲の申請ということで農林振興課のほうから上げさせていただいております。太陽光のほうの内容自体については、環境課のほうが事業の窓口になっております。今回、林地開発については、その辺、業者のほうからは20年後というようなお話のほうは聞いておらないような状況でございます。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 私どもの委員会でもね、最初に聞いたときは竜王にあるダイヤ開発というようなお話があつて、その話から大分経過しているんですけども。今回の、ここにはマッコリージャパンとありますけれども、マエダ建設が造成、あるいはかかわっているようですけれども、売電価格はどのような金額で、その辺はわかるかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 林地開発の申請の中に、その売電価格がないので、また後で調べてご報告させていただきたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 森林開発について、亀沢も含めてですね、やっぱり調整池ができますけれども、特にこの菖蒲沢林地開発につきましては29町歩ですか、もうこの森林を伐採して、あそこの多くの水は東川という川に、県の1級河川に流れるわけです。たまたま甲斐市でもバイオマス発電の今計画が出ているところの雨水も多くが東川に流れるということを思ったときには、岩森地区、下流の大変心配がなされるんですけども、その人たちからの意見を例えば聞いて同意を得たのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 菖蒲沢地区のこちらの開発に当たっては、地元の説明会といったことにおきましては、菖蒲沢地区の役員説明会、また、菖蒲沢地区の住民説明会、そのほか双葉地区の自治会の役員説明会で事業者のほうから説明がされております。

そちらの岩森地区については、やっていないのが実情でございますけれども、菖蒲沢地区

の説明会の中で、調整池について、やはり要望等がございました。通常こういった調整池については30年確率で計算をして設置をするわけなんですけれども、菖蒲沢地区のほうから、その辺も要望のほうがある中で、区としては昨今のゲリラ豪雨を考慮して、さらに余裕を持った大きさに、大きい計画をしてもらいたいということで要望がありまして、事業者のほうから再検討により、50年に一度の大雨にも対応可能な施設の建設をするという回答がありまして、その辺、菖蒲沢のほうの自治会においても、自治会の中の回覧のほうで住民の方にもお知らせをしているというような状況でございます。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 先のことはわかりませんが、ただ、一番懸念がされるのが30町歩以下の太陽光発電の場合には環境アセスメントが不要と、これが大きな問題で、例えば29町歩でやるということなんですよね。環境アセスをしなくてもいいと、県のほうでも、また国のほうでもそういう指標といますか。今回も29町歩と。この29町歩は山梨県下一ということですね、大変、その後の雨水が心配。調整池ができればと思うんですけれども、そうはいつでもね、そういう災害を大変危惧するところなんですけれども。やっぱり業者としても、環境アセスメントがあれば物すごい附帯工事がかかるから、環境アセスにかかれば、業者もなかなか参入しないと思うんですけれども、その法律の抜け目の中の29町歩でやるということでございますけれども、今の現状の東川が大変、県の1級河川にすれば、河川としては物すごく不安な点がございまして、たまたまメガカメラが東川にもう設置されたから、その点はいいわけですけれども。もし災害が起きた場合にはどこが責任をとるのか、あるいは岩森地区とか下流には住宅が出ていまして、そういう点の危惧がされるんですけれども、そういう問題に対してはどこが補償をなされるか、あるいはそういう意見が出ているのかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 補償については、当然その設置者の補償になるかと思えます。こちらの許可するに当たりましては、当然、市町村のほうからも意見のほうを述べることになっております。その中で、甲斐市といたしましても、雨水対策につきましては山梨県林地開発許可制度の手引に基づき計画されておりますけれども、近年の異常気象を鑑みますと、想定外の降雨が懸念されます。このため集中豪雨や大雨等による土砂の流出、または崩壊、洪水等の被害のおそれがある場合は、または、発生があった場合は、被害が拡大しないよう迅速な対応を行うことということを県のほうに意見書を提出しているところでございます。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかに。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 亀沢のほうなんです、あの大明神山のほうで、私は直接受けてはいないんですが、たしかその近くで所有されている方だったりとかが、恐らく葦崎の方だと思うんですけども、どういう状況になっているんだという説明を受けたいといった内容であったと思うんですけども、どういった話になっているのかちょっとわからなかったもので、そのこのところの詳しい話をお聞かせいただきたいんですけども。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 亀沢地内につきましては、葦崎市も含め10回ほど開催をされました。内容的には、柳平地区、内容的には傾斜のほうが全て葦崎市のほうになっていますので、甲斐市のほうに雨水が流れてくるということはないんですけども、やはり横山委員さんがおっしゃられたとおり、葦崎側のほうに流れていきますので、葦崎のほうから、市側のその地元の柳平地区になりますけれども、そちらのほうでは大分大雨の件についていろいろ要望が出ておりました。

ただ、そちらにつきましても、30年に一度の大雨を想定して、均等に水が浸透していくように計画をしているとか、また、木はどの程度伐採されるのかとかですね、ダンプが通るようですけども、その辺の配慮はあるのかとかというような要望もありましたけれども、その辺についても丁寧に説明のほうもされたようですけども、やはりその調整池については浸透式になっているんですけども、その辺については2回ほど浸透のほうの試験もした結果、その浸透がされるというような調査結果も出ておりますので、業者としては、そのまま問題になることはないということの中で、業者とは最終的には平行線のまま、理解は得られなかったんですけども、こちらについては、必ず理解を得なければいけないというような許可になっておりませんので、そういった形で説明会のほう、何回か説明会を開催する中で、業者としての説明も丁寧にしたというようなことの中で、許可のほうがおりている状況でございます。

○副委員長（金丸 寛君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 先ほどのご説明の中で、主観的なものになってくると思うんですが、特にここに深田記念公園というものがあるので、観光面とかそういったことで見た目が悪いとか、そういったことは話はなかったんですか。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 業者のほうから、葦崎環境協会のほうにも説明会が開催されました。その中では、協会としては反対しても、私たちでは事業をとめることができないが、協会としては賛成できない旨、その中で答弁しているという、申請書の中の議事録には記載がございました。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかにございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ご苦労さまです。

今、課長の説明もいろいろ聞いたんですけども、先日、山日新聞に掲載されました。その中で、今2人の委員からもあれなんですけれども、市としては今、課長が説明したとおり、意見書の提出やら、それと地元の話し合い、または災害に強いいろんな調整池、あるいは浸透式、あったんですが、これ2つとも同じような意見書みたいなことも県のほうで要望したんですかね。大体、そののところがちょっとお答え願いたい。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 時期は違いますので、それぞれ別々の意見書というような形でお出しをしております。

まず、亀沢地内のほうにつきましては、先ほど読み上げました土砂の関係につきましては、雨水対策については、先ほど言ったとおり、山梨県林地開発の許可制度に基づいてということの中で、集中豪雨や大雨等による土砂の流出、または崩壊、洪水等の被害の発生があった場合は、被害が拡大しないよう迅速な対応をとることということで行っているのと同時に、広範囲にわたる樹木の伐採や盛り土、切り土等を行うため、土砂災害等が懸念されることから、造成地においては、地盤改良や十分な転圧等を施し、計画圏外へ土砂等の流出しないよう万全を期すこと、また、調整池のしゅんせつを定期的に行う等の意見を出しております。

また、森林の保続培養としまして、残置森林は定期的に整備を行い森林保全に取り組むこと、当該施設を撤去する場合は、人工造林による山林への回復に取り組むこと等、意見を言っております。

また、その他といたしまして、工事車両の通行に当たっては、登山者や周辺住民等に迷惑や危険を及ぼさないよう十分に配慮すること。構造物の設置に当たっては、建設課と協議すること。残土が発生する場合は、建設課と協議すること。開発地内に水や水路等の公共物が存在する場合は建設課と協議すること。工事車両の往来で既存の公共物を利用する場合は、事前に建設課と協議すること。また、工事完了後は復旧整備を行い、建設課の検査を受ける

こと。埋蔵文化財試掘調査及び天然記念物の保護について、生涯学習文化課と協議すること。固定資産税の評価について、税務課と協議すること。また、森林が有する水源涵養機能、山地災害防止機能、自然景観等の観点から、本市内への大規模な森林開発による太陽光の発電施設の建設については、当該事業のみにかかわらず、望ましくないものであるとの本市の認識を理解の上、関係法令にのっとり適正に施工・管理運営するとともに、周辺地域の住民との合意形成に十分図ることというような意見を提出しております。

また、菖蒲沢のほうについては、農道沿いということの中で、甲斐市においては桜の木を農道沿いに植樹をしておりますので、同様の同種の桜の木を植樹することということで、菖蒲沢についてはその辺を追加して意見書のほうを提出しているところでございます。

○副委員長（金丸 寛君） 藤原委員長。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。そのぐらい数多く、本当に細かく意見書の提出をすることで安心したところであります。

しかし、これは県の認可ということで、そっちはちょっと規制がやわらかいということで、これ以上踏み込めないところもあるんですけども、そうはいいまして、災害というものは一番これから懸念するところなんですけれども。それとやっぱり、地元からいろんな要望、要請とかあったんですけども、新聞紙上を見ると、賛成ではないけれども、余り賛同はしないというような意見も書かれていたんですけども。

それでもう一つ、今、亀沢のほうはあれとして、菖蒲沢のほう、まだまだあとのクラスが何個ぐらい建つということを聞いていますけれども、そこのところをちょっと知っている範囲でいいですから。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） この地域では、既にやまなしメガソーラーが面積13ヘクタール、出力5,112キロワットで平成25年に運転を開始しておりますが、そのほか4つの工区において設備認定を受けております。FIT法のほうが改正されまして、事業をする場合は、また、みなし認定についても事業計画を付して申請のほうをすることとなっております、その辺ちょっと農林振興課のほうではわかりませんが、そちらのほうの申請がされているものと考えております。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかに。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） くどいようなんですけれども、先ほどのご説明の中で、地元の同意が、例

例えば菖蒲沢地区においては何回なされているかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 菖蒲沢地区につきましては、役員会が2回、住民説明会が1回ということの中で、3回行われておりまして、その最後の役員会において、回答のほうを業者から受け取って、その回覧を8月、その後ですね、役員会の後に回覧という形で、役員さんから地元の住民の方々に回覧が行っているということで聞いております。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 例えば菖蒲沢ということも出すと、菖蒲沢の所有者の中で、水害の被害があるかというところは比較的少ないんだよね、3軒あるかないか、3軒ぐらいというふうに思うところがございます。逆に下流のほうは何十軒、何百軒とあるわけ。今の東川を見ますと、河川が改修されていなくて、川幅も狭いところがあったりとか、また、崩落するじゃないかというような場所があったりするわけですよ。先ほどもお話をした中で、甲斐市がバイオマス発電をするというところが約6,000坪ぐらいですか。こちらの菖蒲沢のメガソーラーのほうはとにかく29町歩ですから、圧倒的にこの広さが違う、あるいは雨水、あるいは、そんなことを思ったときには、災害が必ず起きるという言葉が使えるかなと思うんですよ。そういうときに補償問題が出たときに、市がかかわることもあろうかと思うんですけれども、その辺の対策はどんなふうを考えているかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらのほうの許可につきましては、先ほどもご説明させていただく中で、林地開発については県の許可となっております。市のほうからですね、意見書につきましては先ほど言ったとおり、森林法の第10条の2の第6項の規定によりまして、許可をする場合は市町村の意見を聞かなければならないということの中で意見のほうを提出させていただいておりますが、災害の防止、水の確保、水害の防止、環境の保全という4つの許可基準がございまして、こちらの4つの基準がクリアされれば県としても許可しなければならないということになっております。ですので、あくまでも林地開発の許可ではありませんけれども、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 法律上ね、あるいは指導の中では、県でもそうやって逃げるわけですが、県が東川の改修をしてあればまだですけども、川幅なんかは本当に狭い、それでまた崩落するようないっぱいあるんですけども、県に対して、逆に言うと、河

川改修を並行して行っていただけないかということはお願ひできないですか、お尋ねします。

○副委員長（金丸 寛君） 興石部長。

○建設産業部長（興石春樹君） 三浦委員さんがおっしゃるとおりだと思います。私たちもこの20ヘクタールという大規模な太陽光発電がまだこれからも幾つもあるという計画を聞いて、私も当時、農林振興課にいたときに、この話が出まして、担当課長として県のほうにも行って、三浦委員さんが言ったとおり、これもし災害が起きたら誰が補償をするんだということで、私も担当課長としてかなり意見を言わせていただきました。ただ、県としても、先ほど課長が言ったとおり、国で決められた基準があって、30年確率でそういう計算をして、雨水等の対策ができれば、県としても今のところその許可を出さないということではできませんよということの中でずっと進んできております。

そして、先ほども言ったように、市の意見としては、やっぱり三浦委員さんが言うとおり、私たちも物すごくこれは心配をしております。その確率で、今回50年確率でしたといっても、仮にオーバーフローして物すごい勢いでまた水が出て、そして東川に流れて、東川が決壊したら困るなんて、それは私たちも重々承知はしているんですけども、今の法律でいくと非常に難しいと。ただ、あわせて、東川を含めて、双葉の1級河川は幾つかありますんで、これは毎年、県のほうにしゅんせつ等の要望もしてありますし、改良できるところはしてくれということで要望はしてありますので、今後も強く要望は、その辺はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（金丸 寛君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） うちらもこの前も意見交換会の中でね、猟友会の皆さんと意見交換した中では、やっぱり動物のすみかも減るわけですよ、すみかというか、定住する場所が太陽光のために。結局その地域は使えないということで、自然の中で育っている動物に対しても申しわけないというところもあったり、また先ほどお話のあったA工区がうまくいったら、その発電はね、1万9,000キロワットアワーですか、なるんですけども、逆にいろいろな不安も出てくるわけです。だから第2工区、例えば第3工区とかそういうものはね、もう絶対これは阻止していただかなければならないと。もう下流の人たちは、新聞に載った後からですね、今までは、ダイワ開発がやったときは頓挫したなと思って安堵したり、また、県にこういうことだからメガソーラーはだめだよと、東川はだめだよと言ったのが、いつの間にかこの前発表されたわけですね。今度は下流の市が心配しているわけですよ。だから、第

2工区、第3工区、第4工区なんていうことは、とても認められるわけないし、たまたま先ほど言ったように、菖蒲沢に2回ですよ。ダイヤ開発が1回あって、マエダ建設1回ですから。ほとんど皆さん、このとき都合悪かった人もいるわけだから、地元の会合というのは少ないというふうに思いますし、下流がないなんていうことは、これは。そういうことですから。ぜひ今後はお願いしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の方ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 先ほどから雨水の洪水とかそういったときにどうするんだという話が出ていますけれども、調整池が、この亀沢のほうと菖蒲沢のほうを見ると、その比率からいっても、亀沢のほうの規模が小さいんですけども、その調整池のほうの比率が大きくて、亀沢のほうが非常に調整池と、それを足して2.何%とかというくらいなんですよね。森林を切っちゃってそういう状況で、しかもその調整池が1基ということで、その水が飲み切れるかということと、その水が大雨とかそういったときでもって雨水がそこへたまったときに、その管理状況とか、雨水の放水をする、その条件とかそういったものというのはどういうふうな形でこの業者とはかかわりを持っていくか、ちょっと教えてくださいませんか。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 洪水調整池の設計につきましては、当該開発区域の下流河川等において30年確率降雨強度で想定されるピーク流量が流下できない狭窄部を選定し、1%以上増加する地点の開発前の30年確率降雨強度でのピーク流量を超えることにならない洪水調整池からの流出量を決定することということで計算がされております。ちょっと難しく、私のほうも担当外ですんで、その辺ちょっと資料等を読み上げさせていただくような形になりますけれども、そういった形で、30年確率で山梨県の指導によってはなっているんですけども、菖蒲沢につきましては、この30年確率を50年確率という計算の中で、30年確率よりも大きな確率の中で設計のほうをするというような報告になっております。

また、菖蒲沢のほうにつきましては、やはりそういった部分が地元、下流区域は韮崎市になるんですけども、韮崎市のほうの方々も、その20年、設置業者が責任を持ってやって

くれるという保証はあるのかというような質問があったんですけれども、その中で、その設置業者については責任を持ってするために、保険会社のほうにそのため池の精査をお願いして、10億円の損害保険に加入した旨、そういった説明会の中で説明もしているということの中で、必ずそういった調整池にたまらなくて下流に被害を及ぼす場合は、そういったことも補償しますよというようなことも、亀沢のほうの太陽光では業者さんが説明をしているような状況でありました。

○副委員長（金丸 寛君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 亀沢のほうはそういうことで、お金で済むとかそういう問題ではないかというふうに思うんですけれども、こっち菖蒲沢のほうのね、水路に放水するという、雨水が降って、30年に一度という話なんだけれども、雨水がたまった調整池のその水を放流する、それをするとき、要するに川の水が、雨水が降るときは当然調整池もたまる、川もあるわけですよね。それを放水するときの量というのはどこでどういうふうな管理をしていくのか、どういうふうな用法でやるのかということを知りたいんですけれども。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） ですんで、一遍に出すのではなくて、調整池のほうのその立米のほうを先ほど説明した立米、菖蒲沢については、こちらの資料にもありますとおり、こちら資料、調整池が1基3,712立方ですね、たまる調整池がありまして、そこにたまった後にオーバーフローして下のほうに行くというような計算の中で調整池のほうが設置されております。常時、調整池ということですので、池に水がたまっているんじゃないで、そういった部分、雨水をそこで受けて、そのオーバー分を東川のほうに放流していくというような、一遍に出すんじゃないで、オーバー分が出ていくというような形になります。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかに傍聴議員の質疑ございませんか。

小浦議長。

○議長（小浦宗光君） このように大規模な森林の木を伐採して工事をやるということは、必ず自然破壊にもつながるし、公害もいろいろと予想されるんですけれども、水だけでなく、今後いろいろな公害が出るじゃないかと思うんですけれども、ただ、今の段階ではそれが予想が難しいということで、新しい事業ですから。それで10年後、20年後にいろいろな公害が出たときにもう手おくれだというようなことにもなると思うんですよね。ですから、こういう事業はもう本当迷惑的な事業ですので、これからもね、また第二、第三の同じような事業が出てくると思いますけれども、こういうものを強く抑えることができるというか、法的

にストップさせるというか、そういうことを地域を守ることがもっと強くできるような対策を今後考えていかなければならないと思うんですけれども、その辺は県のほうともいろいろと相談しながら、この地域だけでなく山梨県のいろんな山がほかの地域でもこんなふうなことが予想されますので。そういう強い対策を考えていくということではできませんか。

○副委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほどの意見書の中で言っている部分も説明させていただいたんですけれども、本市としましては、太陽光発電につきましては、望ましくないものであるという認識を持っております。市長におきましても、こちらの1工区については、現地のほうをごらんになっていただければわかると思うんですけれども、既に伐採のほうがされておりますので、1工区については逆に太陽光を早く進めてもらわないと、今のままでは、対応のほうをしてもらわないと困るということなんですけれども、2工区以降については、あくまでも甲斐市としては望ましくない施設ということで、対応のほうをしていきたいと考えております。

○副委員長（金丸 寛君） 小浦議長。

○議長（小浦宗光君） この大明神の地域は、昔の旧敷島の時代にも、あるごみの業者が山を買って、そしてそこへごみの埋め立てをとということで計画が出てきまして大騒ぎしたんですけれども。そのときも、やはり地元の人が本当に中心になって反対して、やっとなげたんですけれども。これからもね、この太陽光だけじゃなくて、ごみの埋め立てとかそういうことも、個人とか会社が山を買ってしまえば、それがどんどん自分たちがこういう事業ができるということも、本当に何か防ぎようがなく、公害に対する防御ができないということですから、やはりこれからこういう対策を強く考えて、それで、先ほど何か4つほどクリアしたら許可しなければならないということがあったんですけれども、強い防御の方法を検討していただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（金丸 寛君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で林地開発についてを終わりたいと思います。

次に、農林振興課からその他報告がありましたらお願いいたします。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） ありませんか。

ないようですので、次に、委員より農林振興課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で農林振興課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩をし、職員の入れかえを行います。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時27分

○副委員長（金丸 寛君） では、会議を再開します。

次に、内容の3、その他を行います。

2課から報告がありますので、都市計画課、上水道課の順で報告を求めます。

箭本都市計画課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課から12月定例市議会に提出をさせていただきます概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、甲斐市都市公園条例の一部改正についてであります。

これにつきましては、現在施工中の中部公園セミナーハウスの建築に伴いまして、都市公園条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、補正予算でございます。

まず歳入であります。公園整備事業に係る国の社会資本整備総合交付金の額の確定による増額補正をさせていただきたいと考えております。

次に、歳出でございます。幹線道路整備費の幹線道路整備事業につきまして、公有財産購入費の一部を減額させていただき、同額を工事請負費へ増額補正をさせていただくものでございます。

次に、公園建設費の公園整備事業につきまして、今年度、国から交付決定を受けております交付金に事業執行に伴う入札差金等による余剰が生じることから、次年度に予定をしてお

ります中部公園整備工事を前倒しして実施をさせていただき、この国費を有効的に活用するため、関係する予算の減額及び増額補正をお願いするものでございます。

最後に、繰越明許でございますけれども、塩崎駅周辺整備事業、それから幹線道路整備事業、公園整備事業についてそれぞれ繰越明許をお願いするものでございます。

以上が12月の定例市議会に提出させていただきますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

以上でございます。

○副委員長（金丸 寛君） 続いて、小林上水道課長より。

小林課長。

○上水道課長（小林信生君） お疲れさまです。

上水道課から職員の不適切な事務処理事件にかかわる懲戒処分についてご報告いたします。

11月9日の木曜日にファクスにて処分内容等についてお送りしました件について、改めてご説明いたします。

事件の経緯につきましては、平成27年3月にJR塩崎駅がアンダーガード改築工事に伴う現場用水道の設置について、当時、上水道課に在籍していました職員が適正な事務処理を行わず、水道メーターを貸与してしまったため、水道使用料が2年6カ月未請求となっていたことが本年9月に判明いたしました。これは、担当職員が工事用の仮設水道で短時間の使用であろうと判断し、本来行わなければならない正規の事務処理を行わなかったことと、また、水道メーターを貸与していることを失念し、事務引き継ぎを行わず異動してしまったことが原因となるものでございます。

このことは、当時担当職員から上司への相談や報告が一切なされていませんでした。また、未請求となっている2年6カ月間の水道使用料のうち、使用料の請求期間が2年となっておりますので、6カ月分の使用料が時効成立により請求できませんでした。

この不適切な事務処理により、本来納入されるはずであった水道使用料の一部が時効成立により請求できず、市の損失を招き、信頼性を損ねることとなったため、処分を行ったものでございます。

処分の対象職員は、現在、農林振興課に在籍し、当時上水道課において水道給水事務を担当していました37歳の主査でございます。懲戒処分は11月9日の午後3時から市長が行いました。処分の内容は、減給、給料月額10分の1、1カ月の処分でございます。

今回の不適切な事務処理に対して、組織全体として厳粛に受けとめ、深く反省するとともに

に再発防止に向けて全力で取り組んでいきたいと思えます。大変申しわけございませんでした。

○副委員長（金丸 寛君） 定例会の案件につきましては、質疑を省略したいと存じます。

ただいまの上水道課の報告について、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

傍聴議員の質疑いかがでしょうか。

清水議員。

○議員（清水正二君） この2年6カ月ということで、請求期間が2年間ということで、その2年分はこれから請求するんだと思えますけれども、その相手側の見解というか、それとね、6カ月分が請求できないというんですけれども、水道企業会計ですよ。だから、交渉することは、使っているんだから交渉することはできるとは思うんですけれども、ただ6カ月過ぎていてから請求しないんじゃないかと、その6カ月間、こういうわけでもってこうだということでもって、相手が納得するかどうかだけでも、そういう交渉をするという形のもの水道事務所としてはどうなんでしょうか。

○副委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 2年6カ月、30カ月分ということになります。そちらの使用水量が約2,400立米でございます。それがそっくりですと、計算しますと46万4,000円ほどの金額になるということでございます。こちらについて、先に2年の時効というのが、税とかは5年が時効というのがあります。水道料金につきましては、裁判事例において、2年が時効という裁判事例が出ています。また、承諾して、話し合いの中で向こうが払ってくれるというならもらうんですが、そのときも水道使用料という形でもらうのはちょっと適切じゃない、寄附みたいな形にならざるを得ないという形になりますので、その辺を考慮いたしまして、2年間の分と。2万4,000立米の中の24カ月分という形の中で交渉いたしまして、24カ月分ですね、30分の24という形の中で37万1,000円はもう既に納入をさせていただいております。実質6カ月分ということで9万2,000円ほどちょっと時効でもらえなかったと。それについて今回の処遇の処分が出たという形でご理解をお願いしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 一般会計のほうでいくとそういう形になろうかと思えますけれども、

企業会計だから、今、課長言われるようにね、交渉する時点でもって、それは請求はそうなんだけれども、それを回収するために寄附行為でもって雑収入とかそういった形で企業会計のほうではできると思うんで、最初から2年間じゃなくて、時効分だという形じゃなくて、そういう形の交渉をしていく方法というのを、やっぱり今後そういうことも、あっちゃならんことなんだけれども、それをできるだけそういった損害をなくすというふうな形の中で、リカバリーするということでね、企業会計だから。そういうふうなことをやっていくことも必要ではないかと思うんですが、そこら辺は、今後これはあっちゃ困ることだけれども。

○副委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） そちらのほうも一応検討はしたんですが、使用料金としての請求はできないと。寄附金という形の中でいただくことはできるかもしれないと。ただ、それも寄附行為を促すではないかというような見解もあります。あとちょっと外部のそういう団体がどういう根拠でその分もらったんだという話になると、ちょっと法的根拠がないと。使ったからその分くれという話もあると思うんですが、そういうことを指摘されるという部分も出てきますので、ちょっとその辺検討して、一応時効になっていない分はいただきましょうという形で交渉させていただきました。

本来ですと全額、そういう話もしたほうが良いとは思いますが、会計上はですね、損益が出ないような形をとりたいと思うんですが、後々の指摘によって、その辺のことがまた逆に返金とかそういう形の場合も考える場合もあるというようなことでちょっと心配いたしまして、過去の裁判事例とかそういうのもあって、昔は5年間の時効というような形の中で、税と同じようにやっていましたが、それが覆る裁判事例も出ているという形の中で、安全をとりまして、2年という形をとらせていただきました。その辺をご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） そのほかにも、傍聴の議員の方の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） 今の件でちょっといいですか。時効を相手方が援用するというようなじゃなくて、最初から時効にかかったものは受け取れないと、いただけないという解釈をこちら側ではしているということでしょうか。

小林課長。

○上水道課長（小林信生君） そうっと請求すれば多分払ってくれると思います。ただ、それがですね、外に漏れるという言葉が変ですが、そういう形の中で、違う団体さん等がそれ

をどうしてもらったんだという話になった場合ですね、議員さんの中でもそういうことを疑問に思って質問されますけれども、時効になった6カ月分の法的根拠がなくなる、請求する。それを寄附という形で払ってくれませんかという事由を働きかけたということになると、行政の人間としてうまくないというような判断がありまして、その6カ月分の請求をしなかったということでご理解をお願いしたいと思います。

○副委員長（金丸 寛君） 個人的といえますかね……

〔「委員長は進行をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） わかりました。

その辺しっかり当局側で検討していただきまして、今後こういったことがないようにうご意見でございますので、ぜひ慎重に対応していただきたいということをお願いいたします。

ほかに傍聴の方の質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より都市計画課、上水道課関係で特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で都市計画課、上水道課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩をし、職員が退席いたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○副委員長（金丸 寛君） 会議を再開いたします。

先ほど売電価格につきまして資料がないということでございましたので、その答弁をお願いいたします。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほどはありがとうございました。

先ほど三浦委員さんのほうからご質問のありました売電価格について調べてまいりましたので、報告をさせていただきます。

まず初めに、亀沢地内の売電価格につきましては、1キロワット当たり32円プラス消費税になります。菖蒲沢につきましては、36円プラス消費税という売電価格となっております。よろしくお願いいたします。

○副委員長（金丸 寛君） ありがとうございます。

さん、よろしいですね。

暫時休憩いたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時43分

○副委員長（金丸 寛君） 会議を再開いたします。

次に、次第の4、「鳥獣被害対策実施隊との意見交換会」の意見集約についてを行います。

10月20日に実施しました鳥獣被害対策実施隊との意見交換会につきましては、交換会終了後、先方に別紙お礼状を送付させていただきました。これから委員会として意見を集約し、委員長名において当局へ申し入れを行いたいと思います。

本日申し入れ（案）を提示させていただきました。朗読いたしますので、ご協議いただきたいと思います。

建設経済常任委員会から建設産業部への申し入れ（案）。

建設経済常任委員会では、10月20日、鳥獣被害対策実施隊と意見交換を行いました。

今回の意見交換会において、実施隊が、産業振興はもとより、地域活動を展開していることを再認識すると同時に、諸課題についても、情報を共有することができました。

その中で出された意見等を当委員会において協議した結果、更なる市としての支援をするよう次のとおり、建設産業部に申し入れをいたします。

1、猟銃を使用した捕獲作業における市民周知について。

有害捕獲や管理捕獲を実施する際において、実施隊の活動を広報する意味と市民が事件及び事故と誤解しないよう実施対象地区に対し、防災無線や回覧板等による事前周知の検討を要望する。

2、新規狩猟免許取得者に対する補助用件の緩和について。

市では、新規狩猟免許取得者を確保するため、免許を取得する方のセミナー受講料や射撃教習受講料に対し補助をしているが、利用者が伸びていない理由の一つとして、猟友会への加入を補助の要件としているためという意見があった。実施隊では、狩猟免許取得者を増加させた方が、猟友会への入会者の増加に繋がると考えていることから、補助の対象要件から猟友会への入会の項目を削除することについての検討を要望する。併せて、市民に対し、狩猟免許の取得や助成金に関する広報等を通じた周知についての検討を要望する。

3、有害捕獲作業に対する補助金の増額について。

近年、山間部では人的被害も心配され、今以上に捕獲作業を行う必要がある。現在、有害捕獲作業の補助金が年3回分の予算措置しかないため、今後出勤回数の増加が想定されるため、隊員への報酬が担保されるよう補助金の増額の検討を要望する。

平成29年11月13日。

建設産業部長、輿石春樹様。

甲斐市議会建設経済常任委員会委員長、藤原正夫。

以上が申し入れ（案）の全文でございます。

それでは、建設産業部への申し入れについて、この申し入れ（案）以外でお手元にお配りした校正前の会議録を参考に特に委員の皆様から申し入れに入れるべきと思われる内容やご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

特にはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） それでは、この内容で当局へ申し入れを行うことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） それでは、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時49分

○副委員長（金丸 寛君） では、会議を再開いたします。

要望事項について、建設産業部長へ申し入れを行います。

○委員長（藤原正夫君） 建設経済常任委員会から建設産業部への申し入れ。

建設経済常任委員会では、10月20日、鳥獣被害対策実施隊と意見交換を行いました。

今回の意見交換会において、実施隊が、産業振興はもとより、地域活動を展開していることを再認識すると同時に、諸課題についても、情報を共有することができました。

その中で出された意見等を当委員会において協議した結果、更なる市としての支援をするよう次のとおり、建設産業部に申し入れをいたします。

1、猟銃を使用した捕獲作業における市民周知について。

有害捕獲や管理捕獲を実施する際において、実施隊の活動を広報する意味と市民が事件及び事故と誤解しないよう実施対象地区に対し、防災無線や回覧板等による事前周知の検討を要望する。

2、新規狩猟免許取得者に対する補助用件の緩和について。

市では、新規狩猟免許取得者を確保するため、免許を取得する方のセミナー受講料や射撃教習受講料に対し補助をしているが、利用者が伸びていない理由の一つとして、猟友会への加入を補助の要件としているためという意見があった。実施隊では、狩猟免許取得者を増加させた方が、猟友会への入会者の増加に繋がると考えていることから、補助の対象要件から猟友会への入会の項目を削除することについての検討を要望する。併せて、市民に対し、狩猟免許の取得や助成金に関する広報等を通じた周知についての検討を要望する。

3、有害捕獲作業に対する補助金の増額について。

近年、山間部では人的被害も心配され、今以上に捕獲作業を行う必要がある。現在、有害捕獲作業の補助金が年3回分の予算措置しかないため、今後出勤回数の増加が想定されるため、隊員への報酬が担保されるよう補助金の増額の検討を要望する。

平成29年11月13日。

建設産業部長、輿石春樹様。

甲斐市議会建設経済常任委員会委員長、藤原正夫。

よろしく申し上げます。

○副委員長（金丸 寛君） なお、1月発行予定の「議会だより54号」の掲載原稿については、委員長一任としていただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） それでは、そのように決定いたしました。

以上で鳥獣被害対策実施隊との意見交換会の意見集約についてを終わります。

引き続き、次第5番目のその他に入ります。

委員よりそのほか何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） 事務局からその他ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時54分